

2022 年 7 月 1 日

岡安商事株式会社
代表取締役会長 岡本安明
大阪市中央区北浜 2-3-8

商品先物取引業者：日本商品先物取引協会加入

弊社に対する農林水産省・経済産業省の行政処分について

各位

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

本日、弊社は、農林水産省・経済産業省より、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。）第 236 条第 1 項の規定に基づく商品先物取引業の停止命令及び第 232 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令を受けました。このような事態に至りましたことは極めて遺憾であり、本件に関しまして、お客様をはじめ関係者のみなさまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容につきましては下記の通りとなります。弊社としましては先に近畿財務局より行政処分を受けた事と合わせて、二度とこのような事態を発生させないように法令遵守態勢の再構築を図り、経営陣ならびに社員一同が丸となり、みなさまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なにとぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 処分内容

(1) 業務停止命令

商品先物取引業の停止 20 営業日

（令和 4 年 7 月 8 日（金曜日）から 8 月 5 日（金曜日）まで）

ただし、当社の委託者の計算による取引の決済を結了させること、当社の委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を返還すること、当社が受託する商品先物取引業者である取次業者の委託者の計算による取引を除くこととする。

(2) 業務改善命令

速やかに、以下の措置を講じること

- ①再発防止策について徹底し、確実に実施すること。
- ②当社の全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ③業務停止の期間内に全ての役職員に対する法令等遵守の徹底に係る研修を、外部の専門家、自主規制機関等を活用して実施すること。

2. 処分の理由となる法令違反事項

- ① 法第 211 条第 1 項の主務省令で定める場合（純資産額規制比率が 140%未満）に該当することとなりましたが、同項に規定する主務大臣への届出を行いませんでした。
- ② 法第 224 条第 2 項に基づく商品先物取引法施行規則（平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号）第 117 条第 1 項第 1 号の月次報告書に虚偽の記載をして主務大臣に提出しました。

なお、弊社の直近の純資産額規制比率につきましては上記の法定の水準を満たしております。また、お客様の資産については会社の財産とは分離保管されており、保全されております。

今回の業務停止命令及び業務改善命令を厳粛に受け止め、適正な業務運営が行えるように改善に努め、業務を再開した際には、お客様に安心してお取引いただけるようにして参ります。

※ 業務停止 20 営業日（令和 4 年 7 月 8 日 ～ 令和 4 年 8 月 5 日）

※ 詳細につきましては、農林水産省及び経済産業省のホームページをご参照ください。

【 弊社に対する近畿財務局の業務停止命令、業務改善命令の詳細 】

農林水産省リンク先

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/syotor/220701.html>

経済産業省リンク先

<https://www.meti.go.jp/press/2022/07/20220701005/20220701005.html>

以上

◎お問い合わせ先（平日 9 : 00－17 : 30）

岡安商事株式会社 本 社 管 理 部 0120-346-492

東京本部管理部 0120-182-461